

医療型短期入所事業 整備基本方針（案）について

【参考】(医療型)短期入所事業について

短期入所事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条に規定される障害福祉サービスの一つで、このうち病院、診療所等の病床を利用した短期入所を医療型短期入所という。

内 容： 短期入所とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい児者につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な支援を行うもの(同法第5条第8項)
医療型短期入所の場合は、入所先は、病床を有する病院、診療所等となっている。

対 象 者： 医療的ケアを必要とする障がい児者であって、状態像が安定している者
※ 医療型短期入所の利用者は、在宅療養指導管理料の算定中のため、経皮的動脈血酸素飽和度測定等18の医療措置等を除き、基本的に、診療報酬の算定はできない。

利用方法： 利用希望者は、市町村に対して、介護給付費等支給申請を行い、相談支援専門員が作成したサービス等利用計画案等を勘案した短期入所の支給決定を受けて、短期入所事業所と利用契約を行い、利用を開始する。

市町村は、支給決定時に当該利用者が医療型短期入所事業の対象かどうかを確認し、受給者証に記載。

※ 事業所は、サービス提供に先立ち、面談、事業所の見学及び宿泊を伴わない利用などを通じて、状態像を確認、医療ケアを含めたサービス提供が可能か確認を行う。

(1) 既存の医療型短期入所事業所への働きかけ

医療型短期入所を実施している以下の病院や施設に対して、医療型短期入所に要する病床・稼働率の拡大を働きかける。

- ① 医療型短期入所を実施している療養介護施設や医療型障がい児入所施設（主に社会福祉法人で実施）
- ② 「大阪府医療型短期入所支援強化事業」の実施病院（主に(社会)医療法人・社会福祉法人・地方独立行政法人等で実施）

(2) 医療型短期入所事業所の新規開拓

医療型短期入所の実施にあたって、以下の医療提供施設等に事業実施を働きかける。

- ① 病院及び有床診療所
- ② 介護老人保健施設及び介護医療院

(3) 特例有床診療所制度を活用した医療型短期入所事業所の開設にかかる支援

当該制度を活用して医療型短期入所事業所を開設する事業者の相談に応じ、事前協議において事業計画と合わせて、障がい福祉サービスの質の確保等のために、以下の内容について確認する。

- ① 日中活動の充実について
- ② 大阪府や市町村の取組みへの協力
- ③ 医療的ケアを要する重症心身障がい児者等への支援実績

具体的な整備の進め方

基本的な方針に基づき、市町村における医療型短期入所のニーズを踏まえ、計画的な整備を進めていく。

(1) 基本的整備

府において、市町村と連携・協力のもと、既存病床の拡大を含め、以下の取組みを基本的に行い、整備を進めていく。

- ① 「大阪府医療型短期入所支援強化事業」の実施病院の運営にあたっての課題把握を行い、新規開拓及び拡充の働きかけを行う
- ② 医療型短期入所を実施している療養介護施設や医療型障がい児入所施設における医療型短期入所の課題把握を行い、拡充の働きかけを行う
- ③ 介護老人保健施設や介護医療院において、参入にあたっての課題把握を行い、新たに医療型短期入所事業所の新規開拓を実施する

(2) 特例的整備（特例有床診療所制度を活用した医療型短期入所）

基本的な考えを踏まえ、上記（1）の取組みと合わせて、医療型短期入所の整備が必要な市町村 において、次の内容を満たすものに限り、認めることとする。

医療型短期入所事業を実施する特例有床診療所開設の要件について

医療型短期入所事業を実施する特例有床診療所開設の事前協議では、特例有床診療所制度を利用して医療型短期入所を開設するにあたり、障がい福祉サービス提供に係る安全性及び質の確保等について、大阪府福祉部が事業者と事前協議。

要件	項目	確認書類等
(1)特例的整備要件	ア 特例有床診療所制度を利用した医療型短期入所の開設については、通常の事業の実施地域における必要量、現在のサービス提供量を踏まえ、府において、真に必要と判断されていること	—
	イ 特例有床診療所制度を利用した医療型短期入所事業所に係る当該診療所の病床の利用は、 <u>医療型短期入所を提供する場合に限るもの</u> とすること（ただし、当該サービス利用中の体調悪化等の理由により一時的に入院に切り替える場合を含む。）	誓約書
(2)事業者における支援実績要件	ウ 当該事業者において、医療及び障がい福祉サービス並びに障がい児通所支援等として、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等を支援した実績があること	支援実績があることを示す書類
(3)事業所における安全性及び質の確保等に関する要件	エ 当該事業所において、利用者の体調の急変等に備えるため、あらかじめ入院受入れ等を行う協力医療機関を定め、受入にあたっては当該利用者の主治医との連携を密にし、夜間・休日を含め、利用者の緊急な医学的治療を要する場合は、当該事業所の医師及び協力医療機関において直ちに医学的処遇を行うため体制を確保すること	事業計画書
	オ 当該事業所において、主たる対象とする障がいの種類に応じ、日中活動に係る他の指定障がい福祉サービス又指定障がい児通所支援サービスをあわせて提供すること（近隣の指定障がい福祉サービス事業所等で日中活動サービスを利用できる体制を構築する場合を含む）又は、当該短期入所として、良質な日中活動に係る便宜を提供すること	✓ 管理者（職種・経歴など） ✓ 人員配置計画（医療従事者の職種・人数） ✓ 組織体制図 ✓ 従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧 ✓ 定員（医療型短期入所の病床数） ✓ 設置しようとする病床数 ✓ 受入可能な対象者 ✓ 収支計画 ✓ その他、医療型短期入所の指定申請に必要な事項
	カ 当該事業所について、主たる対象とする障がいの種類に応じ、通常の事業の実施地域における、訪問看護ステーション、障がい福祉サービス事業所、障がい児通所支援事業所、医療型障がい児入所施設（指定発達支援医療機関を含む）及び療養介護を提供する病院並びに保健所及び医療的ケア児支援センターと円滑に連絡調整が行えるよう、市町村の協議の場に参加するなど連携を図ること	
	キ 力のほか、大阪府福祉部及びサービス提供区域の市町村の施策に協力すること	誓約書